

八戸市農業委員会8月総会議事録

日時：令和6年8月9日（金）午後2時30分

場所：長根屋内スケート場 大会議室

出席委員

農業委員 19名中 17名

1 番 坂本 俊之 出	2 番 澤向 敏一 出	3 番 内沢 豊 欠	4 番 外館 政博 出
5 番 明戸 政勝 出	6 番 坂下 国男 出	7 番 馬場 豊 出	8 番 松橋 剛志 出
9 番 森 光男 出	10番 中村 正記 出	11番 阿達 福壽 欠	12番 三浦 豊 出
13番 田名部 浩 出	14番 谷地 秀典 出	15番 木村 武美 出	16番 寺沢 和則 出
17番 加藤 浩幸 出	18番 籠田 悅子 出	19番 赤坂 英夫 出	

農地利用最適化推進委員 22名中 19名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 出	3 番 河原木 一実 出	4 番 在家 寛人 出
5 番 上村 隆雄 出	6 番 上野 輝彦 出	7 番 赤坂 力雄 出	8 番 永田 章彦 欠
9 番 三浦 勝浩 出	10番 山田 貴光 出	11番 斎藤 正人 出	12番 下館 敏 出
13番 梅津 孝敏 出	14番 橘 由正 出	15番 磯嶋 榮助 出	16番 岩崎 聖山 出
17番 谷川 幸雄 出	18番 西 国彦 出	19番 松石 香織 欠	20番 上明戸 桂 出
21番 村上 正人 出	22番 森 庄次郎 欠		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、事務局次長（農地GL）中里 紀文、農政GL 渡部 和文、
主査 風張 陶子、主事 工藤 悠万、主事 宮本 朋佳、主事 大橋 康平

会長	皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
会長	はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。
松橋事務局長	<p>事務局の松橋から御報告いたします。</p> <p>本日は、内沢農業委員、阿達農業委員、永田推進委員、松石推進委員、森推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。</p>
松橋事務局長	<p>それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。</p> <p>唱和は全員御起立の上、馬場 豊会長職務代理者の御発声に続いてお願ひいたします。</p>
馬場会長職務代理者	【憲章唱和】
松橋事務局長	ありがとうございました。
会長	<p>それでは、会長、よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は、暑い中御出席いただきありがとうございます。</p> <p>先日出席した会議の中で、農業への関心を持ってもらうために、食育に力を入れてはどうかという意見が出ました。スーパーで売られている野菜等の値段が、どのような経緯で、農家さんのどのような苦労があって付けられているのか等、子どもや親御さんが少しでも農業について、勉強して理解を深めてほしいという内容でした。その話を聞いて、最近、食育とか地産地消という言葉自体があまり聞かれなくなったので、改めて農業への関心を持ってもらうための取組を考えいかなければならぬと感じました。</p> <p>今後も暑い日が続く予報となっておりますので、暑さに負けないように、日中</p>

は休みながら、朝晩の涼しいときに仕事をして、熱中症に注意しながら働いていただければと思います。

それでは本日の議事につきましても、慎重に御審議をいただきますようによろしくお願ひいたします。

会長

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願ひいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、9番 森 光男 委員、10番 中村 正記 委員両氏を指名いたします。

日程第2

次に、日程第2、議案第29号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

上村委員

上村から報告いたします。去る7月30日、谷地農業委員と市庁本館地下会議室Cにおいて、番号34番を調査してまいりました。資料の1ページをお開き願

3条 34 番

います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は受人の要望のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、受人は令和4年12月と令和6年4月に田を規模拡大のため取得しております。通作距離は約1km、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は16年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女2人で、うち農業専従者は男1人、女1人、兼業者は男1人、女1人です。農機具保有状況は、乾燥機2台、トラクター、軽トラック、田植機、コンバイン各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

谷地委員

谷地から報告いたします。去る7月30日、外館農業委員と市庁本館地下会議室Cにおいて、番号35番を調査してまいりました。通常、農地法第3条許可申請に係る調査は、申請地に係る地区的農地利用最適化推進委員が担当することとなっておりますが、この案件は申請地が複数の地区にわたっており、担当地区的案件しか調査できないこととなっている推進委員では対応できないため、農業委員が調査することとなりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 35 番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、渡人は令和6年1月に畠を宅地

分譲のため売却しております。通作距離は、大字河原木は約 2 km、大字豊崎町は約 10 km。耕作道は、大字河原木はあり、大字豊崎町はありませんが、公道に通じる隣地の通行について隣地所有者から同意書が提出されています。受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は 20 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人で、兼業者です。農機具保有状況は、トラクター、田植機、草刈機、コンバイン各 1 台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

磯嶋委員

磯嶋から報告いたします。去る 7 月 30 日、外館農業委員と市庁本館地下会議室 C において、番号 36 番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 36 番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、姉妹です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、キャベツ、ねぎ、にんじん、ごぼうです。受人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約 1 km、耕作道はありませんが、申請地に隣接する受人所有の公衆用道路を通じて耕作可能です。受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地あります。農業経験は 50 年です。地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 1 人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、草刈機 1 台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

谷地委員

谷川から報告いたします。去る 7 月 30 日、外館農業委員と市庁本館地下会議

3条 37 番

室Cにおいて、番号 37 番を調査してまいりました。資料の2ページをお開き願います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、ねぎ、白菜、大根、そら豆です。受人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例は、ありません。通作距離は約 3 m、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は 50 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 1 人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、管理機 1 台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

河原木委員

河原木から報告いたします。去る 7 月 30 日、谷地農業委員と市庁本館地下会議室Cにおいて、番号 38 番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 38 番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、かぼちゃです。受人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例は、渡人は令和 3 年 8 月、令和 5 年 4 月、令和 5 年 8 月、令和 5 年 11 月に田を住宅建築のために売却しております。通作距離は約 15 km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は 30 年で、地域農業への影響はあ

りません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、全て兼業者です。農機具保有状況は、草刈機1台を所有しており、トラクター1台を親族から借用するとのことです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

斎藤委員

斎藤から報告いたします。去る7月30日、谷地農業委員と市庁本館地下会議室Cにおいて、番号39番を調査してまいりました。賃貸人の住所、氏名、年齢、及び賃借人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条39番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、賃貸借です。申請理由は、賃借人は新規就農、賃貸人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における賃借人の作付計画は、ズッキーニ、きゅうり、かぼちゃです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、ありません。通作距離は約2.7km、耕作道あり、賃借人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地あります。農業経験は4年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は女1人で、農業専従者です。農機具保有状況は、草刈バリカン1台を所有しており、耕運機、草刈機各1台を購入予定とのことです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

赤坂委員

34、35番について御質問いたします。それぞれの売買価格を教えてください。

宮本主事

事務局の宮本から回答いたします。34番の売買価格は、総額35万円です。35

番の売買価格は、総額1万円です。

松橋委員

35番について御質問いたします。河原木の農地が約3,000m²、豊崎の農地が2筆合わせて約270m²あるが、本当に耕作することができるのか。先程の質問に対する回答では、総額1万円ということだが、元の所有者はそうしてでも、手放したかったのか。

宮本主事

事務局の宮本から回答いたします。申請書が提出される際に聞いた話では、本来は河原木の農地を主として売買するということだったが、売主から豊崎の農地も買い取ってほしいとの要望があったので、合わせての申請になったそうです。耕作については、調査時に、河原木の農地を含め、耕作をしていく旨を確認しております。

会長

その他御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

次に、日程第3、議案第30号、令和6年度第5号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

風張主査

事務局の風張から、議案第 30 号、令和 6 年度第 5 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の 3 ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借 10 件、使用貸借 4 件の計 14 件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手 7 名、貸し手 13 名で、利用権設定面積は、合計 62,838 m²でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

番号 1 番から資料 5 ページの番号 14 番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。

利用集積 1 番～4 番

番号 1 番から番号 4 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、8 年 10 か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 7,600 円でございます。

利用集積 5 番

番号 5 番、利用権の種類及び内容は、ながいもを作付けするために、4 年 11 か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 6,500 円でございます。

利用集積 6 番、7 番

番号 6 番と資料 4 ページの番号 7 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、にんにくを作付けするために、番号 6 番は 4 年 11 か月間、番号 7 番は 5 年 11 か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 6,500 円でございます。

利用集積 8 番

番号 8 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 6,000 円でございます。

利用集積 9 番、10 番

番号 9 番と番号 10 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 10,000 円でございます。

利用集積 11 番～ 13 番	番号 11 番から資料 5 ページの番号 13 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、番号 11 番は大豆を作付けするために 10 年間、番号 12 番と番号 13 番は水稻を作付けするために 1 年間使用貸借するものでございます。
利用集積 14 番	番号 14 番、利用権の種類及び内容は、ぶどうを作付けするために、30 年間使用貸借するものでございます。
	公告年月日は、令和 6 年 8 月 15 日を予定しております。
	以上、説明を終わります。
会長	ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。
	(なしの声あり)
会長	御質疑等なしと認めます。
	委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。
	(なしの声あり)
会長	御異議なしと認めます。
	よって本案は承認することに決しました。
日程第 4 会長	次に、日程第 4、議案第 31 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。
	それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。
外館委員	外館から報告します。去る 7 月 30 日、谷地委員と市庁本館地下会議室 C において、番号 16 番から番号 18 番までを調査してまいりました。資料の 7 ページを

5条 16～18番

お聞き願います。いずれの案件も、譲受人及び譲渡人それぞれの住所、氏名、年齢、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

番号 16 番から番号 18 番の 3 案件ですが、譲受人及び転用目的が同一で、一体利用するものですので、一括して報告します

調査には、いずれも両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、いずれも特にありません。態様別は、売買です。転用目的は、防音壁設置です。

実施計画は、令和 6 年 8 月 16 日から令和 7 年 12 月 31 日までです。

資金調達計画は、自己資金です。

他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、隣接地との境界にフェンスを設置します。立地条件は、八戸市立轟木小学校から西側約 1.4 km に位置し、田に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第 1 種農地ですが、許可相当と判断した理由は、土地収用法その他の法律により土地を使用することができる事業として不許可の例外に該当するためです。

権利調整措置は地役権が 16 番の 27 m² と 18 番の 11 m² の土地に設定されていますが問題がない旨、譲受人に確認しております。その他、年金及び税猶予等は、全てなしとなっております。

いずれの案件も、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第5

次に、日程第5、報告第34号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

風張主査

事務局の風張から御報告いたします。この案件は、相続等届出の7月分でございます。

資料の9ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等 103 番～

131 番

今回の届出は、資料9ページの番号103番から資料19ページの番号131番までの計29件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料9ページの番号103番、資料11ページの番号110番、111番、資料12ページの番号112番は有り、その他は無しとなっております。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第6 会長	次に、日程第6、報告第35号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の撤回については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。
工藤主事	事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の5条農地転用届出の撤回の7月分でございます。資料の21ページを御覧願います。申請人それぞれの住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
5条撤回3番	番号3番、転用目的は住宅1棟建築で、令和6年3月15日付けで受理通知書を交付しておりますが、撤回理由は、交渉中に折り合いがつかなくなり、他の土地に建築することとなったためです。申請内容、書類ともに適正であり、申請人に対し受理した旨を通知しております。
	以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。
	(なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第7 会長	次に、日程第7、報告第36号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、及び日程第8、報告第37号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。
工藤主事	事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条及び5条農地転用届出の7月分でございます。
	はじめに、4条届出につきまして御報告いたします。資料の23ページをお開

き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条3番

番号3番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。

続きまして、5条届出につきまして御報告いたします。資料の25ページをご覧願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条60番

番号60番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条61番

番号61番、転用目的は通路でございます。

5条62番

番号62番、転用目的は敷地拡張でございます。

次ページをお開き願います。

5条63番

番号63番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条64番、65番

番号64番、番号65番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第9

次に、日程第9、報告第38号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

風張主査

事務局の風張から御報告いたします。この案件は、18条合意解約の7月分で

ございます。資料の 27 ページをお開き願います。

賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18 条 35 番

番号 35 番は、農地法第 3 条に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

18 条 36 番

番号 36 番は、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

受理通知年月日は、令和 6 年 8 月 16 日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第 10

次に、日程第 10、報告第 39 号、農地改良届出についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

大橋主事

事務局の大橋から御報告いたします。この案件は、農地改良届出の 7 月分でございます。資料の 29 ページをお開き願います。

届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

改良届 5 番

番号 5 番、着工年月日は令和 6 年 8 月 1 日で、使用する土の採取場所は、是川字雨長根地内とのことでございます。届出年月日及び受理年月日は令和 6 年 7 月 26 日でございます。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後3時15分)